

令和7年度 保育園の自己評価

【評価点】 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1
 (十分に出来ている) (出来ている) (出来ていない)

1. 人権尊重

一人ひとりの人権に配慮し、子供たちの最善の利益を追求する。

| | 評 価 |
|---|-----|
| 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。 | 10 |
| 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を必要以上に植え付けないよう配慮している。 | 10 |

2. 説明責任

保護者や地域の子育て家庭に、保育園の役割や保育内容について情報提供をする。

| | 評 価 |
|------------------------------|-----|
| 保育理念や保育方針などが保護者等に周知、理解されている。 | 7 |
| 保護者が意見を述べやすい体制が確保されている。 | 7 |

3. 情報保護

保育にあたり知り得た子どもや保護者の情報は、正当な理由なく漏らしてはならない。

| | 評 価 |
|----------------------------------|-----|
| 利用者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル等を整備している | 10 |
| 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組みを行っている | 9 |

4. 苦情処理

保護者からの信頼を高め、福祉サービスの質の向上に向けた取り組みの一環として、保護者等からの苦情や意見等に対して、迅速に対応を進める。

| | 評 価 |
|----------------------------------|-----|
| 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、迅速に対応している。 | 9 |
| 苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能している。 | 9 |

5. 保育内容

一人ひとりの子どもの置かれている状態、及び家庭・地域社会における生活の実態を把握するとともに、子どもを温かく受容し、適切な保護・世話をを行い、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるようにする。

| | 評 価 |
|--|-----|
| 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。 | 9 |
| 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき指導計画を改定している | 10 |
| 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。 | 10 |
| 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。 | 9 |
| 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。 | 10 |
| 身近な自然や社会と関われるような取り組みがなされている。 | 10 |
| さまざまな表現活動が安全且つ自由に体験できるように配慮されている。 | 9 |

| | |
|-----------------------------------|---|
| 遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している。 | 9 |
| 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。 | 9 |

6、護児童への対応

児童虐待の兆候を見逃さないよう、保護者や子どもの様子に細心の注意を払う。万が一、虐待が疑われるような場合には、情報が施設長に必ず届くような体制を整えている。

| | 評価 |
|---|----|
| 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届くようになっている。 | 10 |
| 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について児童相談所等の関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。 | 10 |

7、特別な支援を要する子どもへの対応

保護者や職員間で共通認識を持ち、巡回発達相談員、専門機関と連携しながら、子どもの発達を保証する。

| | 評価 |
|---------------------------|----|
| 環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。 | 9 |

8、健康支援

子どもの健康状態、ならびに発達状態を把握する。また、疾病への対応は適切に行い、保護者ならびに全職員に周知し、必要に応じて関係機関も含め情報を共有する。

| | 評価 |
|--|----|
| 保育中の子どもの健康管理にマニュアルなどがあり、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。 | 10 |
| 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。 | 9 |
| 歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保護者に反映させている。 | 9 |
| 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者に通知している。 | 9 |

10、環境・衛生管理

施設的环境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努める。また、子どもおよび職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持向上に努める。

| | 評価 |
|---|----|
| 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備し、常に改善する意欲を持っている。 | 9 |
| 生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。 | 10 |

11、保護者支援

保護者との信頼関係を築き、子どもの最善の利益を考慮した保育ができるよう、育児相談や懇談会・家庭連絡等を充実する。

| | 評価 |
|------------------------------------|----|
| 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談等を行っている。 | 9 |
| 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。 | 9 |

| | |
|--|---|
| 子どもの発達や育児等について、懇談会等の話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。 | 9 |
|--|---|

12、研修計画

保育の質の向上のために定めた目標に向け、組織として目的意識をもった研修計画を策定し、その基本姿勢を計画の中に明示すると共に取組みを実施する。

| | 評価 |
|---|----|
| 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。 | 10 |
| 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組みが行われている。 | 9 |
| 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。 | 9 |

13、地域交流

保育園が地域社会の一員としての社会的役割を果たすと共に、地域の協力の中で子どもが育つような取組を行う。

| | 評価 |
|----------------------------------|----|
| 地域との関係が適切に確保されている。 | 10 |
| 保育園が有する機能を地域に還元している。 | 8 |
| ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している | 8 |
| 関係機関等との連携が適切に行われている。 | 10 |
| 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。 | 9 |

14、安全対策・事故防止

災害や事故の発生に備え日常点検や避難訓練を実施すると共に、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など、不測の事態に備えて必要な対応を図る。また、保育中の事故防止のために保育園内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図る。

| | 評価 |
|--|----|
| 調理場、水回り等の衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。 | 10 |
| 事故防止等のチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組みを行っている。 | 10 |

15、長時間保育への配慮

長時間にわたる保育にふさわしい環境を整備し、子どもが安心して過ごせるように配慮する。

| | 評価 |
|--|----|
| 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。 | 10 |